

土木防空資料

4-1

防空法規

1. 防 空 法 (昭和 12 年 4 月 5 日法律第 47 號) (改正昭和 16 年 11 月 25 日法律第 91 號)

- 第 1 條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、偽裝、消防、防火、防禦、防毒、避難、救護及應急復舊竝此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ
- 第 2 條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方長官(東京府ニ在リテハ營總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スペシ
- 第 3 條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得
前項ノ防空計畫ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ
- 第 4 條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スペシ
- 第 5 條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ヲ爲サシムルコトヲ得
地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備又ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得
- 第 5 條ノ 2 地方長官防空上必要アルトキハ一 定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル木造建築物ノ所有者ニ對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物ノ防火改修ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ木造建築物ノ範圍竝ニ防火改修ノ程度及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第 5 條ノ 3 前條第 1 項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ期限内ニ工事完了セザルトキ若ハ工事完了ノ見込ナシト認メラルトキ又ハ建築物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市町村長ヲシテ建築物ノ所有者ニ代リテ前條ノ防火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得
- 第 5 條ノ 4 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ處アル建築物ニ付其ノ建築ヲ禁止若ハ制限シ又ハ其ノ建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得
- 第 5 條ノ 5 主務大臣ハ防空上工場其ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
- 第 5 條ノ 6 前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定ノ場合ニ於テ從來存シタル建築物(工事中ノモノヲ含ム)ニシテ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ同條ノ規定ニ依リ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限セラルベキモノニ付テハ地方長官ハ之ガ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得
- 第 5 條ノ 7 地方長官防空上必要アルトキハ命令ヲ以テ定ムル物件ノ管理者又ハ所有者ニ對シ其ノ物件ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得
- 第 6 條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ 防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計画ノ設定者ハ其ノ従業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第 6 條ノ 2 行政官廳ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ適當ト認ムル者ヲ指定シ監視(之ニ伴フ通信ヲ含ム)ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル者ノ服務、訓練、給與等ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 7 條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 8 條 燐火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ヘ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ祕匿スベシ

第 8 條ノ 2 地方長官ハ監視、警報傳達其ノ他防空ノ實施上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ警報ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第 8 條ノ 3 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者ニ對シ期間ヲ限リ其ノ區域ヨリノ退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第 8 條ノ 4 主務大臣ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道、軌道、航空機、船舶、車輛等ニ依ル人又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第 8 條ノ 5 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ爲ス應急防火ニ協力スベシ

第 9 條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第 5 條及第 6 條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長が強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第 10 條 主務大臣ハ防空計画ノ設定者ニ對シ防空計画ノ全部又ハ一部ニ基キ 防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第 5 條第 2 項、第 6 條、第 8 條、第 8 條ノ 2 及第 8 條ノ 5 ノ規定ヲ準用ス

第 10 條ノ 2 防空計画ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ從事スペキ者ヲシテ 防空上必要ナル事項ニ關スル講習ヲ受ケシムルコトヲ得

第 11 條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲シムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅竝ニ業務上ノ祕密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第 1 項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ攜帶スベシ

第 12 條 行政官廳、市町村長又ハ第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル 防空計画ノ設定者ノ爲ス 防空ノ實施ニ從事スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ行政官廳又ハ第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計画ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第 8 條ノ 5 ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第 13 條 地方長官第 5 條第 2 項(第 10 條第 2 項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ防空ノ實施又ハ訓練ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第 9 條第 1 項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官第 5 條ノ 4 又ハ第 5 條ノ 6 ノ規定ニ依ル建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他ノ措置ヲ命ズル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第 5 條ノ 4 ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限アリタルガ爲又ハ第 5 條ノ 5 ノ規定ニ依ル区域若ハ地區ノ指定アリタルガ爲既ニ着手シタル建築ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

前 3 項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、収用、使用、除却、改築、廢止、變更其ノ他ノ措置ノ後 6 ヶ月ヲ経過シテ 補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間経過シタル日ヨリ 6 ヶ月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 14 條 第 6 條(第 10 條第 2 項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者、特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者又ハ第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ヲシテ 防空ノ實施又ハ 訓練ニ從事セシム場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ 勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第 4 項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第 15 條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第 10 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練ヲ爲スニ要スル費用ハ 地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ 北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス但シ監視及之ニ伴フ通信ニ付テハ其ノ實施、實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第 10 條第 1 項ノ規定ニ依ル訓練ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第 5 條第 1 項ノ規定ニ依リ設備又ハ 資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第 5 條ノ 2 又ハ第 5 條ノ 3 ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔トス

物件ノ管理者又ハ所有者第 5 條ノ 7 ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ負擔トス

第 12 條第 1 項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ給スル場合ニ於テハ國庫、第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ給スル場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

第 12 條第 2 項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第 13 條第 2 項又ハ第 3 項ノ規定ニ依ル損失補償ヲ爲スニ要スル費用ハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス

特別ノ事情アルモノニ付テハ第 1 項、第 2 項及第 5 項ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第 16 條 前條第 3 項ノ規定ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ市町村ハ其ノ 3 分ノ 2 以内ヲ補助スベシ

前條第 4 項ノ規定ニ依リ物件ノ管理者又ハ 所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ 北海道又ハ府縣ハ其ノ 2 分ノ 1 以内ヲ補助スベシ

第 17 條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ 2 分ノ 1 以内ヲ補助ス

1. 第 15 條第 1 項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用
2. 第 15 條第 2 項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用
3. 第 15 條第 5 項又ハ第 6 項ノ規定ニ依リ第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者又ハ市町村ノ負擔スル扶助金
4. 第 15 條第 7 項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔スル損失補償金
5. 前條ノ規定ニ依リ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル補助金

第 17 條ノ 2 第 5 條ノ 3 ノ 規定ニ依リ市町村長ノ施行スル 防火改修工事ニ要スル 費用ハ市町村費ヲ以テ一時
繰替支辨スペシ

前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金ノ徵收ニ付テハ市町村稅徵收ノ例ニ依ル

前項ノ辨償金ニシテ辨償ヲ得ザルモノアルトキハ國庫ハ市町村ニ對シ其ノ損失ノ 2 分ノ 1 ヲ補償ス

第 18 條 防空ノ實施ニ從事スル者ノ業務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ 2 年以下ノ
懲役又ハ 2000 圓以下ノ罰金ニ處ス威力又ハ偽計ヲ用ヒ其ノ業務ヲ妨害シタル者亦同ジ

第 19 條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ 1 年以下ノ懲役又ハ 1000 圓以下ノ罰金ニ處ス

1. 第 6 條ノ 2 第 1 項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

2. 第 8 條ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル光ノ祕匿ヲ妨害シタル者

第 20 條ノ 2 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ 6 月以下ノ懲役又ハ 500 圓以下ノ罰金ニ處ス

1. 第 5 條ノ 3 ノ 規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者

2. 第 5 條ノ 4 ノ 規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シ又ハ同條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

3. 第 5 條ノ 5 又ハ第 8 條ノ 2 乃至第 8 條ノ 4 ノ 規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

4. 第 5 條ノ 6、第 5 條ノ 7 又ハ第 6 條第 1 項若ハ第 2 項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

第 20 條ノ 3 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ 500 圓以下ノ罰金ニ處ス

1. 第 8 條ノ 5 第 1 項ノ規定ニ違反シタル者

2. 第 11 條第 1 項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検
査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者

第 21 條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方官廳ニ委任スルコトヲ得

第 20 條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ 1 町
村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村
長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第 21 條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第 22 條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ 必要アルトキハ勅令ヲ以テ 特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和 12 年勅令第 548 號ヲ以テ)

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和 16 年勅令第 1134 號ヲ以テ)

2. 防空法施行令 (昭和 12 年 9 月 29 日勅令第 549 號)
改正 昭和 15 年勅令第 616 號
昭和 16 年勅令第 973 號
昭和 16 年勅令第 1135 號)

第 1 條 主務大臣ハ全國又ハ數道府縣ノ區域ニ亘リ計畫スペキ事項其ノ他重要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設
定スベシ

陸軍大臣及海軍大臣ハ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル 為防空計畫ノ設定上基準ト爲ルベキ事項ヲ定メ之ヲ主
務大臣ニ提示スベシ

内務大臣ハ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ提示スベシ

第 1 條ノ 2 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域
ニ亘リ計畫スペキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

防空法第 2 條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スペキ事項其ノ他必要ト認ム

ル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第2條 防空法第3條第1項ノ事業又ハ施設ハ工場, 鎌山, 鐵道, 軌道, 水道又ハ電氣, 瓦斯, 石油, 電氣通信, 海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第3條 防空法第5條第1項ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲タルモノトス

1. 電氣工作物, 工場, 鎌山, 鐵道, 軌道, 電氣通信施設, 診療所, 船舶ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
2. 水道, 下水道, 電氣工作物, 瓦斯工作物, 石油タンク, 工場, 鎌山, 鐵道, 軌道, 電氣通信施設, 道路, 橋梁, 港灣, 堤防, 水門, 仓库, 學校, 診療所, 高層建築物, 飛行場ノ類ニ付テハ偽裝, 防禦又ハ應急復舊ニ關シ必要ナルモノ
3. 水道, 下水道, 電氣工作物, 瓦斯工作物, 石油タンク, 工場, 鎌山, 電氣通信施設, 學校, 診療所ノ類ニ付テハ消防又ハ防火ニ關シ必要ナルモノ
4. 劇場, 學校, 診療所, 百貨店, 高層建築物, 地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道, 地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒, 避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第5條第2項ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲タルモノトス

1. 高層建築物, 船舶, 電氣通信施設ノ類ニ付テハ監視又ハ通信ニ關シ必要ナルモノ
2. 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ
3. 學校, 寺院, 集會場, 劇場, 診療所, 浴場, 百貨店, 高層建築物, 地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道, 地下室ヲ有スル建築物, 避難上有效ナル空地ヲ有スル工場其ノ他ノ建築物, 公園, 運動場ノ類ニ付テハ防毒, 避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第3條ノ2 防空法第5條ノ7ノ物件ハ左ニ掲タルモノトス

1. 爆發性, 發火性又ハ引火性ノ物品
2. 有毒性ノ物品
3. 食糧, 燃料其ノ他重要ナル總動員物資
4. 前各號ニ掲タルモノノ外命令ヲ以テ定ムル物

第4條 防空法第6條第1項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲タル者トス

1. 醫師, 歯科醫師, 獣醫師, 藥劑師, 產婆, 保健婦及看護婦
2. 前號ニ掲タルモノノ外内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル者

防空法第3條第1項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ 同法第6條第3項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第6條第1項又ハ第2項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第4條ノ2 防空法第6條第1項若ハ第2項(同法第10條第2項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第6條ノ2ノ規定ニ依ル指定若ハ命令ハ此等ノ處分ヲ受クベキ者ノ居住及就業ノ場所, 職業, 技能又ハ教育訓練ノ程度, 身體ノ狀態, 家庭ノ状況等ヲ斟酌シテ之ヲ爲スベシ

第4條ノ3 地方長官ハ特殊技能ヲ有スル者又ハ特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ當該道府縣ノ區域内ニ居住スルモノニ對シ防空法第6條第1項又ハ第2項ノ規定ニ依リ地方長官, 市町村長又ハ同法第3條第1項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得
前項ノ規定ハ防空法第10條ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第4條ノ4 防空法第6條第1項若ハ第2項ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第6條ノ2ノ規定ニ依ル指定ハ從事令書又ハ指定書ノ交付ヲ以テ之ヲ行フ

前項ノ從事令書又ハ指定書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第 5 條 防空ノ実施ノ開始及終止ハ内務大臣（航海中ノ船舶ニ付テハ遞信大臣）之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官ニ對シテハ内務大臣、航海中ノ船舶ニ對シテハ遞信大臣、關係アル市町村長及防空法第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シテハ内務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス
内務大臣又ハ遞信大臣第 1 項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第 6 條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ実施ノ開始命令アリタルトキハ監視及之ニ伴フ通信ハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ハ直ニ之ヲ準備シ適宜之ヲ實施スペシ

監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ実施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ

第 7 條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ區分ニ依リ防空警報ヲ發ス

1. 警 戒 警 報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合
2. 警 戒 警 報 解 除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合
3. 空 襲 警 報 航空機ノ來襲ノ危険アル場合
4. 空 襲 警 報 解 除 航空機ノ來襲ノ危険ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル軍司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官若ハ警備府司令長官（以下陸海軍司令官ト稱ス）又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第 7 條ノ 2 内務大臣ハ防空上必要アルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ防空法第 8 條ノ 3 ノ規定ニ基キ空襲ニ因ル危害ヲ避ケル目的ヲ以テスル退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

1. 國民學校（之ニ準ズベキ學校ヲ含ム）初等科兒童又ハ年齢 7 年未滿ノ者
2. 娘婦、產婦又ハ禱婦
3. 年齢 65 年ヲ超エル者、傷病者又ハ不具廢疾者ニシテ防空ノ実施ニ從事スルヨト能ハザルモノ
4. 前各號ニ掲タル者ノ保護ニ缺クベカラザル者

前項第 4 號ニ掲タル者ノ範囲ハ内務大臣之ヲ定ム

第 8 條 防空法第 11 條第 1 項ノ關係者ハ同法第 5 條ノ 2 若ハ第 5 條ノ 4 乃至第 5 條ノ 6 ニ掲タル建築物（工事中ノモノヲ含ム）、第 2 條ニ掲タル事業若ハ施設、第 3 條ニ掲タル特殊施設又ハ第 3 條ノ 2 ニ掲タル物件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス
防空法第 11 條第 3 項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第 9 條 防空法第 13 條ノ規定ニ依リ補償スペキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

第 10 條 防空法第 14 條ノ規定ニ依ル賃費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官ノ辨償ニ係ルモノニ在リテハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定メ市町村長又ハ同法第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ辨償ニ係ルモノニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當該防空計畫ノ設定者之ヲ定ムベシ

第 11 條 防空法第 5 條ノ 2 又ハ第 5 條ノ 3 ノ規定ニ依ル木造建築物ノ防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該建築物ノ所有者ノ負擔トス

特定ノ街廓内ニ在ル木造建築物ニシテ所有者ヲ異ニスルモノヲ一群トシテ 防火改修工事ヲ施行スル場合ニ於ケル當該工事ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該工事ニ因リテ利益ヲ受ケタル建築物ノ所有者ノ負擔トシ其ノ負擔ノ割合及方法ハ防空法第 5 條ノ 2 ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ當該所有者間ノ協議ニ依リ同法第 5 條ノ 3 ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ協議整ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官之ヲ裁定ス

第 2 項ノ協議ハ地方長官ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第 12 條 防空法第 17 條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲タル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得
1. 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ

2. 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第 13 條 主務大臣ハ地方長官又ハ防空法第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル 防空計畫ノ設定者ニ對シ、地方長官ハ同法第 2 條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ニ對シ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ指示スベシ

前項ノ指示アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

第 14 條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長官ニ、陸海軍ノ行フ防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ 土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長官、防空法第 2 條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長又ハ同法第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル 防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

第 14 條ノ 2 防空計畫ヲ設定スル場合ニ於テハ内務大臣以外ノ主務大臣ハ内務大臣ニ、陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要アル事項ニ關シテハ主務大臣ニ在リテハ 陸軍大臣及海軍大臣ニ、地方長官ニ在リテハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第 15 條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要アル事項ニ關シテハ 行政官廳ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第 16 條 左ニ掲タル事項ニ關シテハ主務大臣ハ關係各大臣ニ、行政官廳ハ關係地方官廳ニ協議スベシ

1. 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項

2. 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項

3. 防空法第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル指定及同條第 2 項ノ規定ニ依ル認可

4. 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル 防空法第 5 條ノ規定ニ依ル命令

5. 建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却又ハ改築ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第 5 條ノ 4 又ハ第 5 條ノ 6 ノ規定ニ依ル命令

6. 防空法第 3 條第 1 項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第 10 條第 1 項ノ規定ニ依ル命令

第 16 條ノ 2 防空ノ實施ニ際シ内務大臣ハ 防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ、陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ヲ主務大臣ニ請求スルコトヲ得

緊急ノ必要ニ因リ内務大臣又ハ陸軍大臣若ハ 海軍大臣ニ對シ前項ノ措置ヲ稟請スル暇ナキトキハ地方長官ハ防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ地方官廳ニ、陸海軍司令官ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ヲ地方官廳ニ請求スルコトヲ得

第 16 條ノ 3 第 16 條ノ 4 及第 16 條ノ 5 ノ規定スルモノヲ除クノ外防空法及本令ニ規定スル 主務大臣ノ職務ハ内務大臣之ヲ行フ

第 16 條ノ 4 防空法第 2 條及第 5 條並ニ本令第 1 條、第 13 條、第 14 條ノ 2、第 16 條第 4 號及第 16 條ノ 2 ノ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲タル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル

1. 鑛山又ハ石油タンクノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣

2. 航海中ノ船舶ニ於テ行フ防空ノ實施ニ關スル事項ニ付テハ遞信大臣

3. 船舶、航路標識、航空機、航空標識、電氣工作物又ハ電氣通信施設ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ遞信大臣、應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及遞信大臣

4. 鐵道ノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ鐵道大臣、軌道ノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項及鐵道又ハ軌道ノ應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及鐵道大臣

(別記様式)

表 面

日本標準規格 第九十二號 B 列八番
(64 mm × 91 mm)

第

號

年 月 日 交 付

防空法第十一條第三項ノ規定ニ依ル證票

行政官廳

文部省町村

官 職

氏 名

裏 面

防 空 法 摘 要

第十一條 防空ニ關スル證票ノ爲必要アルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ勅令ノ定ム
依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ
爲シシムコトヲ得也シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限
ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨鑒メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ攜帶スベシ

第十九條 三、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

二、第十一條第一項ノ規定ニ違反シタル者

三、第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官
吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ぎ若ハ足避シタル者

防 空 法 施 行 令 摘 要

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ同法第五條ノ二若ハ第五條ノ四乃至第五條ノ六ニ
掲タル建築物ハ工事中ノモノヲ含ム、第二條ニ掲タル事業若ハ施設、第三條ニ掲タル特殊
施設又ハ第十三條ノ二ニ掲タル物件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理
又ハ所有スル土地及建物其ノ工作物トヘ

第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十六條ノ六第三項、防空法第十一條ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ内務大臣、陸軍大臣、海
軍大臣、工商大臣、遞信大臣、鐵道大臣、地方長官、鐵山監督局長、遞信局長又ハ鐵道局

長之ヲ行フ

第 16 條ノ 5 防空法第 3 條第 1 項及本令第 16 條第 3 号前段ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲タル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル

1. 鎌山又ハ石油ニ關スル事業若ハ施設ニ付テハ内務大臣及商工大臣
2. 電氣、電氣通信、海運又ハ航空ニ關スル事業又ハ施設ニ付テハ内務大臣及遞信大臣
3. 鐵道又ハ軌道ニ付テハ内務大臣及鐵道大臣

第 16 條ノ 6 防空法第 3 條第 2 項並ニ本令第 15 條及第 16 條第 3 号後段ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ地方長官之ヲ行フ但シ第 16 條ノ 4 第 1 号ニ掲タル事項（石油タンクニ關スルモノヲ除ク）ニ付テハ鎌山監督局長、同條第 2 号ニ掲タル事項ニ付テハ遞信局長、同條第 3 号ニ掲タル事項ニ付テハ遞信局長（應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及遞信局長）、同條第 4 号ニ掲タル事項ニ付テハ鐵道局長（軌道ノ防空ノ設備若ハ資材ニ關スル事項又ハ鐵道若ハ軌道ノ應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及鐵道局長）之ヲ行フ

防空法第 11 條ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ内務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、商工大臣、遞信大臣、鐵道大臣、地方長官、鎌山監督局長、遞信局長又ハ鐵道局長之ヲ行フ

第 16 條ノ 7 防空法第 5 條ノ 2、第 5 條ノ 3、第 5 條ノ 6、第 5 條ノ 7、第 8 條ノ 2 及本令第 11 條中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第 17 條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ 1 町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和 12 年勅令第 548 號ヲ以テ）（昭和 12 年 10 月 1 日ヨリ施行）

附 則

本令ハ昭和 16 年法律第 91 號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和 16 年勅令第 1134 號ヲ以テ）（昭和 16 年 12 月 20 日ヨリ施行）

防空委員會令ハ之ヲ廢止ス

官廳防空令第 5 條中「第 10 條第 3 項」ヲ「第 10 條第 2 項」ニ改ム

3. 防空法施行規則（昭和 16 年 12 月 18 日） (内務省令第 39 號)

第 1 條 防空法第 5 條ノ 4 ノ建築物ハ左ノ各號ニ掲タルモノトス

1. 市街地建築物法施行令第 3 條第 4 号ニ掲タル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スル建築物ニシテ建築面積 30 平方米以上又ハ同一敷地内ノ建築面積ノ合計 200 平方米以上ノモノ
2. 前號ニ掲タルモノノ外地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）室襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ處アリト認メ命令ヲ以テ指定スル建築物

前項ノ建築物ヲ新築、増築、改築又ハ移轉セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ地方長官ノ指定シタル區域内ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第 2 條 防空法第 5 條ノ 4 ノ規定ニ依ル前條第 1 項ノ建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ノ命令ハ地方長官ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス

第 3 條 防空法第 5 條ノ 5 第 1 項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區域内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

1. 建築面積ノ合計 2000 平方米ヲ超過スル工場
 2. 常時使用スル原動機馬力數ノ合計 200 ハ超過スル工場
- 前項ノ區域内ニ於テ特ニ内務大臣ノ指定スル區域ニ付テハ前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲タル建築物ニ之ヲ適用ス
1. 建築面積ノ合計 600 平方米ヲ超過スル工場

2. 常時使用スル原動機馬力數ノ合計 50 ロ超過スル工場

第 4 條 防空法第 5 條ノ 5 第 2 項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル地區内ニ於テハ建築物ハ左ノ各號ニ掲グ
ルモノヲ除クノ外之ヲ新築又ハ増築スルコトヲ得ズ

1. 農業、林業又ハ畜産業ヲ営む者ノ業務又ハ居住ノ用途ニ供スル建築物

2. 公園、運動場ノ類ノ施設ニ附隨スル建築物

3. 防空上必要ナル施設ノ用途ニ供スル建築物

4. 前各號ニ掲グルモノノ外防空上空地ノ效用ヲ害スル虞ナシト認メラル建築物

前項各號ニ掲グル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第 5 條 第 1 條第 2 項、第 3 條又ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用
途ニ變更スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ新築スルモノト看做ス

第 6 條 第 1 條第 2 項、第 3 條又ハ第 4 條第 2 項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官
之ヲ定ム

第 7 條 地方長官防空法第 6 條第 1 項又ハ第 2 項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ定ムル學校ノ學生徒ヲ防空ノ實
施ニ從事セシムル場合ニ於テハ豫メ當該學校長ノ意見ヲ徵スベシ

第 8 條 防空法施行令第 4 條ノ 4 ノ規定ニ依ル從事令書又ハ指定書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

1. 命令又ハ指定ヲ受クベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及居住ノ場所

2. 從事スペキ防空業務及場所

3. 従事スペキ期間

4. 其ノ他必要ト認ムル事項

第 9 條 防空法第 8 條ノ 2 ノ規定ニ依リ地方長官ハ左ノ各號ニ掲グル音響ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止
又ハ制限スルコトヲ得

1. 空襲警報、空襲警報解除又ハ警戒警報ノ信號ニ類似スル音響

2. 航空機ノ爆音ニ類似スル音響

3. 監視ヲ著シ妨害スル虞アル音響

4. 前各號ニ掲グルモノノ外防空ノ實施上禁止又ハ制限スル必要アリト認ムル音響

第 10 條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官ハ防空法第 8 條ノ 4 ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ヲ
爲スコトヲ得

第 11 條 防空法第 8 條ノ 4 ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ハ地域、期間、移動ノ方法等ヲ定メ之ヲ爲スモノトス

第 12 條 左ノ各號ニ掲グル者ニシテ當該建築物ニ付空襲ニ因ル火災ノ危険ヲ生ジタル現場ニ在ルモノハ防空法
第 8 條ノ 5 第 1 項ノ規定ニ依ル應急防火ヲ爲スベシ

1. 建築物ノ管理者、所有者又ハ居住者

2. 建築物内ニ勤務、就業又ハ修業ノ場所ヲ有スル者

防空法施行令第 7 條ノ 2 第 1 項各號ニ掲グル者ノ他正當ノ事由アル者ハ防空法第 8 條ノ 5 第 1 項ノ規定ニ依ル應急防火又ハ同條第 2 項ノ規定ニ依ル應急防火ノ協力ヲ爲スコトヲ要セズ

第 13 條 防空法第 10 條ノ 2 ノ規定ニ規リ講習ヲ受クベキ者ノ範囲、講習ノ期間及内容等ニ關シ必要ナル事項
ハ内務大臣之ヲ定ム

第 14 條 防空法第 15 條第 4 項ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ物件ノ所有者ノ負擔トス但シ當
該物件ノ管理者アルトキハ契約等ニ依リ特別ノ定アル場合ヲ除クノ外所有者及管理者ノ共同ノ負擔トス

附 則

本令ハ昭和 16 年法律第 91 號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和 16 年勅令第 1134 號ヲ以テ)
(昭和 16 年 12 月 20 日ヨリ施行)

